

二、第4条第1項第1号(国旗、菊花紋章等)

国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

1. 「国旗」について

「国旗」とは、日章旗をいう(国旗及び国歌に関する法律(平成11年8月13日法律第127号)第1条)。

2. 「菊花紋章」について

「菊花紋章」とは、菊花の花弁の数が16枚からなる我が国の皇室の紋章をいう。

3. 「勲章、褒章」について

「勲章、褒章」とは、いずれも我が国のものであって、かつ、査定時において現に存在するものに限る。

(1) 主な「勲章」の例(出典：内閣府賞勲局)



大勲位菊花章



桐花大綬章



旭日章



瑞宝章



文化勲章



宝冠章

(2) 主な「褒章」の例(出典：内閣府賞勲局)



紅綬褒章



緑綬褒章



黄綬褒章



紫綬褒章



藍綬褒章



紺綬褒章

4. 「外国の国旗」について

「外国の国旗」には、我が国が承認している国に限らず、承認していない国の国旗をも含む。

また、査定時において現に存在する国に限るものとする。

5. 「同一又は類似の商標」について

(1) 本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。

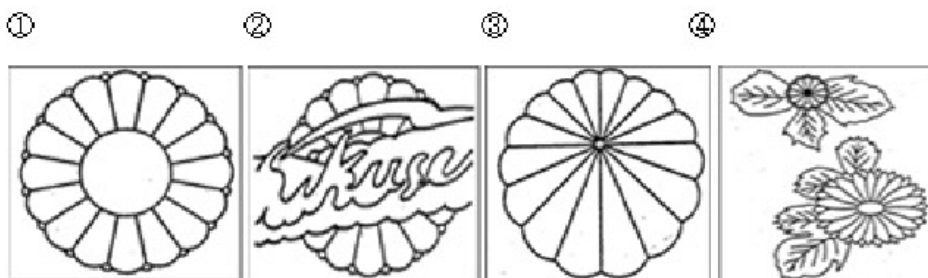
例えば、出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「菊花紋章」の判断の例

上記(1)に加え、出願商標が、菊花を表し、その花卉の数が12以上24以下で表示されている場合は、「菊花紋章」に類似するものと判断する。ただし、出願商標が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- ② 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- ③ 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- ④ 菊花の形状が明らかに紋章を形成せず、かつ、生花を表したと認められるもの

(例) 上記①から④に該当する標章



6. 色彩を組み合わせてなる商標について

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと判断する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

25.71 国際商標登録出願について「商標の音訳」、「商標の翻訳」又は「商標の記述」についての記載があった場合の取扱い

41.103.01 外国の地名等に関する商標について

42.101.01 外国の国旗の取扱い

○審判決要約集（第4条第1項第1号）